

答 申 第 7 9 号
令和4年9月8日

青森県教育委員会 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 森 雄 亮

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

令和3年12月3日付け青教ス第961号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

衛生管理者・産業医が行った作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料等についての一部開示決定処分に対する審査請求についての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、青森高等学校及び弘前高等学校（以下「本件各県立高等学校」という。）に関し、令和3年4月1日以降労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）に基づいて産業医が行った作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料（以下「本件対象文書1」という。）及び同日以降安衛法に基づいて衛生管理者が行った作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料（以下「本件対象文書2」という。）（以下これらを併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示としたことは、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

審査請求人は、令和3年10月9日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書外3件の文書について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対し、本件各県立高等学校ごとに、いずれも、本件開示請求に係る行政文書のうち、本件対象文書については「巡視の状況、結果について、記録を作成しておらず、資料を保有していないため。」として不開示とし、その余の文書については開示、一部開示又は不開示とする一部開示決定（以下「本件各処分」という。）を行い、令和3年10月20日、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和3年11月1日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件各処分を不服として、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件各処分のうち、本件対象文書に係る部分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 本件対象文書1について

- (ア) 本件各県立高等学校は、他県の高等学校の規模を鑑みて、事業場の規模として、常時使用する労働者数が50人を上回るものと予想している。このことから、安衛法の衛生管理者及び産業医の巡視の実施の措置義務を負うものである。
- (イ) 労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第15条第1項において、産業医の作業場等の巡視の頻度に関わる記載があり、「毎月一回以上（中略）少なくとも二月に一回」とされている。令和3年4月1日から開示請求受理日の令和3年10月9日までの間に、満6月が経過しているため、少なくとも2月に1回の頻度が履行されているならば、少なくとも3件以上の巡視の状況又は結果にかかわる資料があつてしかるべきである。
- (ウ) 通常、産業医は外部の医師であるから実施機関が費用を支出して巡視を委ねるものである。「作業場等の巡視の状況」に関し、産業医が自宅又は医療機関からの交通費や報酬の支払いのための資料として巡視の実施日が分かる資料はあつてしかるべきである。
- (エ) 安衛法において、産業医は数多くの職務を遂行する立場にあるが、例えば、新型コロナウイルス感染症の感染拡大がある中で、安衛則第14条第1項第6号の「労働者の健康管理に関すること」に関する事項を行わなければならないとされている。産業医の巡視を実施することで、教職員の事業場での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に有効であるほか、令和3年6月以降では、夏季の熱中症対策について教職員への指導に関し、産業医の「労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識」からもたらされる指導は必要不可欠である。よって、令和3年4月1日以降作業場の巡視を行わないことは、産業医の職務を果たしているとは言い難いので、必ず、作業場の巡視は行われているはずである。

イ 本件対象文書2について

- (ア) 安衛則により、産業医と同様に衛生管理者にも作業場等の巡視の措置義務が

課されている。安衛法第12条第1項により、「事業者は、(中略)厚生労働省令で定めるところにより、(中略)第10条第1項各号の業務のうち衛生に関する技術的事項を管理させなければならない」とされており、その頻度は安衛則第11条第1項により、「少なくとも毎週一回作業場等を巡視」することとされている。産業医の巡視と同様に、事業者措置義務が課されており、衛生管理者や事業者が法で定められた安全衛生活動を確実に実施し、安全配慮義務を果たしていることを証明する書類の一つとなる重要な意味を持つ資料であるから、作業場の巡視の記録を衛生管理者又は巡視に同行した職員が作成していると考えことは社会通念上合理的である。この件に関し、他県の教育委員会の公立高等学校から衛生管理者が定期的に巡視した結果の開示を受けており、青森県の高等学校においても衛生管理者の巡視がなされているならば、文書の存在を予想することは合理的である。

- (イ) また、産業医の作業場等の巡視が1月ごとに行われていない場合には、安衛則第15条第1項第1号の巡視の結果は産業医へ情報の提供がなされているはずである。仮に、産業医へ電話等で口頭で伝達されている場合、毎週1回の作業場の巡視が行われているならば、4回の作業場の巡視の結果を報告することとなる。その少なくとも4回の作業場の巡視の結果を詳らかにかつ正確に記憶することは困難であるから、何らかのメモとして結果が残されていると予想することは合理的である。そのメモは、衛生管理者が作業場の巡視を行った日を記録したものであるとして職務上作成し、産業医へ伝達するものとして組織的に用いられていることから、条例第2条第2号の「行政文書」に該当するものと思料する。
- (ウ) 学校保健安全法施行規則第28条により、学校の施設及び設備の安全点検等を「每学期一回以上」行わなければならないこととされている。学校環境衛生管理マニュアルに基づいて実施されるものと予想するが、この安全点検の項目は、安衛則において事業者には課されている措置義務と重複する項目もあり、学校保健安全法施行規則第28条により行った点検は、衛生管理者が行っていたとするならば、衛生管理者の作業場等の巡視に該当するものと思料する。すなわち、点検の結果の資料は、衛生管理者の作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料に該当するものと予想する。

(2) 反論書

青森県教育委員会文書取扱規程第56条「県として行われる経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない」として、実施機関における行政文書作成の措置義務があるとされている。ひとたび、実施機関が使用する地方公務員が実施機関を相手取り、国家賠償法第1条第1項の規定に基づき、実施機関の安全配慮義務違反を論点に訴訟を行う際、衛生管理者及び産業医の作業場等の巡視をいかに適切に実施しているかについて主張しなければならない可能性はある。これまで記録が残されていないということは、

「事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証すること」ができないものであり、また、こうした訴訟の書証となりうる資料は、「事案が軽微なものである場合」に該当する余地はない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件各処分理由は、弁明書等によると、おおむね次のとおりである。

1 弁明書

(1) 本件対象文書1について

本件各県立高等学校では、職員の健康管理について総合的に指導・助言に当たる健康管理医が学校医の中から委嘱されている。

健康管理医による巡視については、生徒検診等の来校時に実施している。健康管理医が勤務した際は、健康管理医執務記録簿を作成しているが、巡視結果については、これまで改善箇所がない場合は記録することを求めていなかったことから、巡視の状況について記録された資料を保有していない。

なお、令和3年12月に、実施機関から、健康管理医による巡視の結果を記録するよう求められたことから、今後は、改善箇所がない場合であっても巡視の状況について健康管理医執務記録簿に記録することとしている。

(2) 本件対象文書2について

本件各県立高等学校は、所属職員が50人以上であることから、養護教諭を衛生管理者に選任し、職員の健康障害を防止するための業務を担当させている。

衛生管理者による巡視については、青森高等学校では基本的に毎日校内全体を巡視しており、弘前高等学校では週に1回、各教室、会議室、休憩室、トイレ、階段廊下、AEDを確認しているが、巡視記録の作成については求められておらず、校内でも様式を定めていないことから、これまで、改善箇所がある場合は口頭で管理職に報告してきたところであり、巡視の状況を記録した資料を保有していない。

なお、令和3年12月に、実施機関から、衛生管理者による巡視結果を記録するよう求められ様式も示されたことから、令和4年1月から当該様式に記録することとしている。

2 当審査会からの質問事項について説明した書面

(1) 産業医（健康管理医）の報酬等の支払に係る文書を本件開示請求に係る行政文書として特定しなかった理由について

交通費の支払書類には「健康診断の実施等」と業務内容の一部が記載されているのみであること、また、報酬については年額で支払われており来校日ごとの個別の業務内容が記載されていないことから、いずれの支払書類の中にも産業医（健康管理医）が行った作業場等の巡視の状況又は結果が分かる内容は記載されていないため、本件開示請求に係る行政文書として特定しなかった。

(2) 衛生管理者の巡視について

ア 教職員の健康障害を防止するための措置について

本件各県立高等学校において、令和3年4月1日から10月9日までの間に実施された衛生管理者の巡視では、改善が必要な箇所はなかった。

イ 学校保健安全法施行規則に基づく学校施設・設備の安全点検等に係る文書を本件開示請求に係る行政文書として特定しなかった理由について

学校保健安全法施行規則第28条で規定する安全点検は、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行うものであり、衛生管理者の巡視とは確認すべき事項が異なること、また、青森高等学校においては火元責任者や保健体育科教員、弘前高等学校では全職員で実施しており、衛生管理者が点検しているものではないことから、安全点検に係る文書を本件開示請求に係る行政文書として特定しなかった。

ウ 産業医（健康管理医）に対する情報の提供としてなされる「衛生管理者が行う巡視の結果」に係る文書を本件開示請求に係る行政文書として特定しなかった理由について

本件各県立高等学校では、衛生管理者が各教室等を確認しているが、巡視の記録は作成していなかった。

なお、令和3年12月、各県立学校長宛てに衛生管理者の巡視の結果について、記録を作成するよう通知を発出した。

(3) 産業医（健康管理医）及び衛生管理者による作業場等の巡視に係る記録文書を作成する法的義務の有無について

安衛則第11条第1項では、「衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」と規定しているが、巡視結果の記録を作成することを求めている。

また、同じく安衛則第15条第1項では、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業

医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であつて、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回) 作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」と規定しているが、巡視結果の記録を作成することを求めている。

なお、安衛法及び安衛則に基づいて定めている青森県立学校職員安全衛生管理規程、同規程の運用、各県立学校に対する通知においても、これまで記録を作成することは求めていなかった。

青森県教育委員会文書取扱規程第56条の規定は文書作成に係る職員の一般的な責務について規定したものであり、当該規定が巡視結果記録の作成を義務付けるものではないと解する。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり(第1条)、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている(第3条)。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件各処分が妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書1について

本件各県立高等学校においては、学校保健安全法の規定により置くこととされている学校医の中から、当該県立高等学校職員の健康管理について総合的に指導及び助言に当たる健康管理医が委嘱されている。青森県立学校職員安全衛生管理規程では、健康管理医が産業医に準ずる職務を行うものとされている。

実施機関によれば、本件各県立高等学校では、この健康管理医が生徒検診等の来校時に巡視を実施しており、健康管理医が勤務した際は健康管理医執務記録簿を作成しているが、巡視の結果については、これまで記録することを求めていなかったとしている。

また、実施機関は、報酬等の支払に係る文書を本件開示請求に係る行政文書として特定しなかった理由につき、来校時の交通費や報酬の支払に係る文書には、巡視の状況又は結果が分かる内容は記載されていないとしている。

その他、本件対象文書1が存在することをうかがわせるに足りる事情はない。

したがって、実施機関において、本件対象文書1を保有しているとは認められない。

(2) 本件対象文書2について

実施機関によれば、本件各県立高等学校では、衛生管理者が各教室等を巡視しているが、記録の作成を求められておらず、校内でも様式を定めていないことから、改善箇所がある場合であっても口頭で管理職に報告してきたとしている。

また、実施機関は、学校保健安全法施行規則による学校の施設及び設備の安全点検の結果の資料を本件開示請求に係る行政文書として特定しなかった理由につき、同規則による安全点検は、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行うものであり、衛生管理者の巡視とは確認すべき事項が異なるとし、衛生管理者が点検しているものではないとしている。

その他、本件対象文書2が存在することをうかがわせるに足りる事情はない。

したがって、実施機関において、本件対象文書2を保有しているとは認められない。

3 その他

審査請求人は、文書作成義務がある等種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上のとおり、実施機関において、本件対象文書を保有しているとは認められないことから、本件対象文書を不開示としたことは妥当である。

よって、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|-------------------------|-----------------------|
| 令和3年12月3日 | ・実施機関からの諮問書を受理した。 |
| 令和4年1月14日 | ・実施機関からの弁明書を受理した。 |
| 令和4年2月1日 | ・審査請求人からの反論書を受理した。 |
| 令和4年3月17日 (第131回審査会) | ・審査を行った。 |
| 令和4年4月15日 (第132回審査会) | ・審査を行った。 |
| 令和4年4月25日 | ・実施機関に対して書面の提出要求を行った。 |
| 令和4年5月18日 | ・実施機関からの書面を受理した。 |
| 令和4年5月27日 (第133回審査会) | ・審査を行った。 |
| 令和4年6月24日 (第134回審査会) | ・審査を行った。 |
| 令和4年7月22日 (第135回審査会) | ・審査を行った。 |
| 令和4年8月26日 (第136回審査会) | ・審査を行った。 |

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

| 氏 名 | 役 職 名 等 | 備 考 |
|-------|----------------------|---------|
| 伊藤 健 | 国立大学法人弘前大学人文社会科学部助教 | |
| 加藤 徳子 | 消費生活アドバイザー | |
| 香取 真理 | 公立大学法人青森公立大学経営経済学部教授 | |
| 熨斗 佑城 | 弁護士 | 会長職務代理者 |
| 森 雄亮 | 弁護士 | 会長 |

(令和4年9月8日現在)